

改元にかかる手形・小切手の取扱いについて

平素より、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2019年5月1日の新天皇即位に伴い、改元の準備が進められているところですが、当金庫における手形・小切手の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

お手数をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

「平成」が表記された手形・小切手の使用について

・2019年5月1日以降も、旧元号の「平成」が表記された手形・小切手類は、そのままご使用いただけます。ただし、新元号の「令和」と旧元号「平成」の年号を混在して記載することはできません。

＜例＞ 令和 31 年（形式不備）

・改元前に振出された2019年5月以降を支払日とする「平成」表記の手形・小切手は、新元号の「令和」へ修正がない場合でも、不渡となることはありません。

＜例＞ 平成 31 年 6 月 1 日

・新元号の「令和」をご使用いただく場合は、旧元号の「平成」に二重線を引き、新元号の「令和」をご記入のうえご使用ください。この場合、訂正印は不要です。

＜例＞ 令和
平成 1 年 6 月 1 日 または 令和
平成 元年 6 月 1 日

・2019年4月1日～2019年4月30日の間に手形を振り出す場合、改元日以降の支払期日の記入は、旧元号の「平成」表記でも、新元号の「令和」表記でもかまいません。

新元号の手形・小切手帳交付について

・2019年4月15日(月)以降に発行依頼をいただいた手形・小切手については、新元号の「令和」で印刷いたします。

・4月15日以降、旧元号の「平成」が印刷された手形・小切手の発行はできませんので、旧元号の「平成」が印刷された手形・小切手が必要な場合、2019年4月12日(金)までに発行依頼をお願いします。

・ご使用中の旧元号の「平成」が印刷された手形・小切手用紙について、元号の変更に伴う用紙の交換は行っておりませんので、ご使用中の用紙を引き続きご使用ください。

「元年」の表示について

・手形・小切手の新元号「令和」の表示方法は、次のいずれでも差し支えありません。

＜例＞ 令和 元年 6 月 1 日
令和 1 年 6 月 1 日

年号の和暦表示について

・手形・小切手に記載する年号は、必ず和暦をご使用ください。西暦表示のものは受け付けできません。



本件に関するお問い合わせ先

事務統括部 ☎0868-22-4137

受付時間 平日 9:00～17:00